

共同保有者のEDINETコード取得の手順

□ 共同保有者がいる場合、大量保有報告書の提出には、**共同保有者の方もEDINETコードを取得する必要があります。**

➤ ご自身のEDINETコードと同時に取得する場合

共同保有者のEDINETコードは、**ご自身のEDINETコードと同時に取得できます。**

共同保有者にEDINETコードの取得の有無をご確認いただき、取得していない場合には、「**電子開示システム届出**」の**提出前に**、お住まいの住所又は本店所在地を所管する管轄財務(支)局等(別ファイル「証券監査官部門連絡先」ご参照、非居住者及び外国会社は関東財務局)に、**電話でご一報**下さい。

その上で、**下記①～③の情報**を「電子開示システム届出書」と併せてご提出下さい。

「EDINET届出完了通知書」とともに、共同保有者のEDINETコードも通知します。

①共同保有者の提出者種別(「個人」、「個人(外国)」、「その他内国」、「その他外国」のうちいずれか)

②共同保有者の名称(ヨミガナを含む)

③共同保有者の生年月日(個人の場合)又は設立日(法人の場合)

➤ 共同保有者のEDINETコードのみ取得する場合

既にEDINETコードを取得している方が、共同保有者のEDINETコードを取得する場合には、お住まいの住所又は・本店所在地を所管する管轄財務(支)局等に、**電話でご一報の上、上記①～③に加え、以下の④～⑥の情報を電子申請・届出システム、電子メール又は郵送(返信用封筒(※84円切手貼付)を同封)にてご提出下さい。**

※ 電子申請・届出システムにより提出する場合、「**手続選択**」では以下のとおり選択願います。

④ご自身の氏名

⑤ご自身の連絡先(電話番号)

⑥ご自身のEDINETコード

根拠法令(大分類) … 金融商品取引法

根拠法令(中分類) … 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条

根拠法令(小分類) … 第1項

手続名 … 電子開示システム届出書の提出